

特定活動に関する推薦状発行要件

卒業・修了後も引き続き日本に滞在し、就職活動を継続する場合には、在留資格を「特定活動」に変更する必要がある。

資格変更手続きに必要な書類である推薦状について、
一橋大学は、申請者が以下の要件を満たす場合、以下推薦状を発行する。

申請者が卒業後も就職活動を継続するにあたり、

- ・在留資格に関する法令等をよく理解し、
- ・その他、日本の法令を遵守し、
- ・期限内に日本国内にて就職することが見込まれ、

「特定活動」への資格変更に推薦することが適当と認められる場合

推薦状は、必要書類を提出し面談を行った後、書類審査において認められた場合に発行される。

| | |
|--|--|
| 推 薦 状 | |
| 令和〇年××月××日 | |
| 東京 | 入国管理局長 殿 |
| 下記の者については、本校を卒業後、本邦において就職活動を行っており、 就職活動を継続するに当たって、 | |
| 1. 資格外活動を行う場合には、許可される範囲内で資格外活動を行うこと | |
| 2. その他日本国法令を遵守すること | |
| を指導しており、就職活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間 変更許可・資格外活動許可・再入国許可を受けることが適当な者として推薦いた します。 | |
| みほん 記 | |
| 氏 名 | TOKUTEI John |
| 国 籍 | アメリカ合衆国 |
| 住 所 | 東京都国立市〇〇 〇-〇 |
| 生年月日 | 19××年 ××月 ××日生 |
| 大学名 | 国立大学法人 一橋大学 |
| 推薦者 | 学長 |
| | 一橋 太郎 公印 |
| (注) 申請に当たっては、「在留資格変更許可・在留期間変更許可・資格外活動 許可・再入国許可」のうち、該当しないものを二重線で消去してください。 | |